


所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊	
件名	平成28年度東大和市認証保育所運営費補助金交付要綱外6件について			
		区分	1 審議事項 ○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則		
	部課機関			
1 要旨				
<p>子ども生活部所管の単年度要綱について、以下のとおり継続または新規に制定するものである。</p> <p>(1) 制定する要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成28年度東大和市認証保育所運営費補助金交付要綱（保育課） ②平成28年度東大和市病児・病後児保育お迎えサービス事業実施要綱（保育課） ③平成28年度東大和市病児・後保育施設賃借料補助要綱（保育課） ④平成28年度東大和市一時預かり事業補助金交付要綱（子育て支援課） ⑤平成28年度東大和市友好都市交流促進補助金交付要綱（市民生活課） ⑥平成28年度東大和市友好都市交流促進事業参加団体等補助金交付要綱 (市民生活課) ⑦平成28年度東大和ボランティア・市民活動センター運営費補助金交付要綱 (市民生活課) <p>(2) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～⑤について（継続） <ul style="list-style-type: none"> ア 年度改正（平成27年度を平成28年度に改める） ⑥について（新規制定） <ul style="list-style-type: none"> ア 市が実施主体となる友好都市交流促進事業に参加する団体等が交流に要する宿泊費の一部を補助し、もって都市交流の促進並びに喜多方市との永続的な友好及び親善を図ることを目的とする。 イ 補助対象額は13,000円/人を上限とする。 ⑦について（新規制定） <ul style="list-style-type: none"> ア 東大和市社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターに対する運営補助を行い、体制と機能の充実により市民のボランティア活動の参加促進等を図る。 イ 対象経費は運営に要する費用のうち人件費、事務費及び事業費の一部とし、予算の範囲内で交付する。 <p>(3) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～⑤特になし ⑥友好都市喜多方市との交流促進並びに永続的な友好及び親善を図ることができる ⑦ボランティア活動など市民の自主的な活動の参加促進を図ることができる。 				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。				
5. 審議結果				

注：提出は秘書係へ20部。定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。